

未成年者の受診について（お願い）

当院では、未成年者が外来を受診される際は、保護者、法律上の代理人、同行者として病院が認めた方などの同行をお願いしております。

◆その理由は下記の通りです。

- ・病状、病歴、服用している薬の内容、各種のアレルギー等、必要な医療情報を的確に確認するため
- ・避けられないリスクを伴う処置や処方薬の副作用等について、適切に理解して判断していただくため
- ・未成年者は、法的には保護者の同意がないときちんとした契約ができないため
(保護者の同意のない契約は、取り消すことができるとされています)

◆以上を踏まえた当院の方針は、

- ・中学生以下の方は保護者同伴をお願いします。

(継続受診で、初回受診時に保護者の同意が得られている場合はこの限りではありません)

- ・中学卒業後の15歳～成人になるまでの方（結婚している人は除きます）については、

- ①受診することを保護者が知っているか本人に尋ねます
- ②保護者が知らなければ、診療前に本人から保護者に連絡するようにお願いします
- ③診療後、保護者への報告を本人に行ってもらうように伝えます
- ④重要な意思決定は職員から保護者に連絡いたします

緊急時（すぐに適切な処置を行わないと重大な後遺症や生命の危険があると担当医が判断する時）には保護者のご承諾なしに診断、治療を開始いたします。

やむを得ず保護者の方が同伴できない場合には、電話での診療の確認、説明や同意をお願いすることがありますので、必ずご連絡が取れるようにご配慮ください。ご連絡の取れない場合や診療の内容によりましては、担当医の判断により後日改めて同伴で御来院していただく場合があります。

ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、安全・安心な医療の提供のためご理解・ご協力のほどお願いいたします。

病 院 長

2018. 8